

2014年(平成26年) 5月19日号
NO.2631 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

株式会社 遊戯王カード販売部
本社:〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-1 中公ビル
TEL:03(5363)5810 FAX:03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
登録人:尾上 透 昭和25年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

福利社

「土地はまだ持つてゐた。」
「お金はひきやひき渡した
から土地売却の依頼を受け
たのは1年前。「異母弟の
Kさんにお金を渡した」から
だ。」といふ珍しい売却理由

安^く原稿もつても5000万円になる。それを丸ごと贈与したい、という」とは誰も異議を唱えない。「時間をかけても良いからなるべく多くのお金を渡してあげたい」との意向だったため、土地を丸ごと建売業者に卸すのではなく、親から贈与を受けた資金で自宅を購入する意向であれば、現金で贈与せずにSさんが家を購入した上でKさんに建物を贈与したほうが

親族への財産贈与

不動産に替え税負担軽減 受け手を変える選択肢も

万円+現金1250万円×2に分け
て贈与するといマ
ンションに対する
贈与税が231万

三 仕

異母弟のKさんも立派に仕事していたが、健康を崩してしまって、現在の収入は年金のみ。さらにその長男が両親に暴力をふるひ、なじみの問題が生じてしまい、家庭は大変な状態になってしまふのである。

Kさんは、現金を贈与するが、贈与税などを差し引くと、手元には4500万円の現金が残ることになった。そこで冒頭の質問をいただいた。

そのまま4500万円の現金を贈与すると、贈与税に対する贈与税が345万円になるので、合計の21万円の贈与税で済むことになる。

Kさんの死後、問題のある長男にマンションの持分が相続されることを避けるために、マンション

生金のまゝ、夫婦はややも長男
が両親に暴力をふるひながら、
の問題が生じてしまい、家
庭は大変な状態になつてい
るようである。

「母が異なるとは」、「え、
小さじこころからよく知つて
いるKが困っているのは、
たたまれない。せめてお金
男一男の4人家族である。

そこで眞頭の質問をいた
だいた。
そのまま4500万円の
現金を贈与すると、贈与税
が1970万円かかり、何
とももつた。Kさんの家族は、妻と長
い女、娘、娘の夫、孫の夫婦で
いた。Kさんではなく、次男に
贈与した方が良いのではな
いか、とアドバイスさせて
いただいた。

それがKさんの死後、問題のある長男にマ・ン・ショーンの持分が相続されることを避けるために、マ・ン・ショーンはKさんではなく、次男に贈与した方が良いのではなかいか、とアドバイスさせていただいた。

たびでも渡してやりたくて。土地の持分を持つていて、母も実の妹ともそうした方が良いと言つてくれた」

人に1500万円ずつ贈与する、贈与税の合計は410万円に抑えられる」

問題のある長男以外の3

(株)CFネッツ 不動産コンサルタント 小林雅裕
(土地家屋調査士・CPM)

この土地を売却すれば、
となる

となる

• 10

(株) C.F.ネッツ 不動産コ
ンサルタント 小林雅裕
(土地家屋調査士・CPM)